

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（化学物質対策グループ）（06-6615-7988）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	緊急事態発生時の措置命令
概要	管理化学物質取扱事業者が緊急事態が発生した時に応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の28第2項、第111条第4項第24号
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の28に規定する緊急事態の発生時における応急の措置を管理化学物質取扱事業者が講じていないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000161747.html
備考	